野々市市が発注する建設工事における主任技術者及び現場代理人の兼務等の取扱いに関する要領

制　　定　野々市市告示第90号
一部改正　令和元年８月23日決裁
一部改正　令和３年11月25日決裁
一部改正　令和４年12月　８日決裁

（趣旨）

第１条　この要領は、野々市市が発注する建設工事における主任技術者及び現場代理人の兼務等について必要な事項を定めるものとする。

（主任技術者の兼務）

第２条　当面の間、次のいずれにも該当する場合は、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第２項に定める、密接な関係のある二以上の建設工事を同一の専任の主任技術者が管理することができる場合として取り扱うものとする。

（１）工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事（資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請業者が施工する場合等を含む。）であること。

（２）工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合であること。

（３）次に定める工事でないこと。

ア　新工法を採用した工事

イ　施工条件が厳しい工事

ウ　第三者に対する影響が大きい工事

エ　トンネル・橋梁などの重要構造物工事

オ　監理技術者の配置を要すると見込まれる工事

カ　低入札となった工事

２　前項の場合において、一の主任技術者が管理することのできる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則２件とする。

３　前２項の規定は、監理技術者の配置を要する場合には適用しない。

（発注における条件の明示）

第３条　市は、予定価格が4,000万円以上（建築一式工事については8,000万円以上。以下第４条、第６条第３項及び第９条第１項第１号において同じ。）の工事の発注にあたっては、主任技術者の兼務に関する可否等を入札公告又は指名競争入札執行（見積徴収）通知書に記載するものとする。

（申請手続）

第４条　請負代金の額が4,000万円以上となる工事に配置する主任技術者に、他の工事に従事している主任技術者を配置しようとする建設業者は、現場代理人及び主任（監理）技術者等選任（変更）届とともに主任技術者の兼務承認申請書（別記様式第１号）を併せて提

出するものとする。

（配置予定技術者の兼務に関する申請手続）

第５条　一般競争入札における配置予定技術者として、他の工事に従事している主任技術者を配置しようとする入札参加者は、入札参加資格確認申請書の提出期限までに、入札参加資格確認申請書とともに主任技術者の兼務承認申請書（別記様式第１号）を提出するものとする。

２　配置予定技術者の兼務の可否に関する審査は、原則として、開札後、落札候補者についてのみ行うものとする。

（主任技術者等の兼務の承認）

第６条　前２条に規定する申請を受けたときは、主任技術者の兼務承認申請書及び発注者支援データベースシステム等により重複する工事の状況を確認し、兼務に支障がないと認める場合はこれを承認し、現場代理人及び主任（監理）技術者等選任（変更）届の下余白に承認日及び「主任技術者の重複確認済」と記載するものとする。

２　主任技術者の兼務が適当でないと判断した場合は、これを承認せず、一般競争入札に係る申請であって他に配置可能な技術者がいないときは、配置予定技術者に係る要件を満たさないものとして当該入札参加者の入札書を無効とし、指名競争入札及び随意契約に係る申請であるときは、他の主任技術者を配置するよう受注者に指示するものとする。

３　前２項の規定は、変更契約により請負代金の額が 4,000 万円以上となった工事の主任技術者が他の工事の主任技術者を兼務する場合について準用する。この場合において、変更契約時に、主任技術者の兼務承認申請書（別記様式第１号）を受注者から提出させるものとする。

４　総合評価方式を実施した場合においては、兼務が承認されないことを理由として、配置予定技術者とした者以外を主任技術者として配置することは認めないものとする。

（他工事の発注機関としての承認）

第７条　本市の工事を受注している建設業者が他の発注機関の入札に参加するため、本市が他工事発注機関として兼務に関する承認を求められた場合においても、本要領の趣旨を踏まえ、適切に対応するものとする。

（現場代理人の常駐義務の緩和）

第８条　当面の間、次のいずれかに該当する場合（低入札となった工事を除く。）は、野々市市建設工事標準請負契約約款（平成９年野々市町告示第９号。以下「約款」という。）第 10 条第３項の規定に基づき、現場代理人について工事現場への常駐を要しないものとすることができる。ただし、第２号については、当該期間に限るものとし、発注者との打合せ等により当該期間が明確になっていることを要する。

（１）当該工事の請負代金の額が、4,000 万円未満（建築一式工事については 8,000 万円未満）である場合

（２）契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入若しくは仮設工事等が開始されるまでの期間又は工事の全部の施工を一時中止している期間等である場合

２　受注者は、前項の規定に基づき現場代理人の工事現場への常駐を要しないものとされた場合においても、次に掲げる事項を満たしていなければならない。

（１）当該工事現場の状況を常に把握できる状況であり、かつ発注者の求めにより速やかに工事現場に戻ることが可能であること。

（２）発注者（約款第９条に基づき発注者が配置する監督員を含む。）と常に携帯電話等により連絡を取ることが可能であること。

（現場代理人の兼務）

第９条　前条の規定により工事現場への常駐を要しないものとされた現場代理人は、市の承認を得て、他工事の現場代理人等を兼務することができる。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。

（１）請負代金の額が 4,000 万円以上の他の工事現場の主任（監理）技術者及び現場代理人

（２）現場代理人として兼務する工事の契約額の合計が概ね 8,000 万円以上となる場合

２　主任技術者及び現場代理人を同一人が兼ねる場合であって、主任技術者の兼務を承認したときは、前項の規定にかかわらず、主任技術者の兼務を認めた工事について、現場代理人の兼務も認めるものとする。

（現場代理人の兼務の申請手続）

第 10 条　市発注工事を落札した者が、落札した工事の現場代理人として、他工事の現場代理人となっている者を配置しようとする場合は、現場代理人及び主任（監理）技術者等選任（変更）届に現場代理人の兼務確認申請書（別記様式第２号）を添えて提出するものとする。

（現場代理人の兼務の承認）

第 11 条　前条に規定する申請を受けたときは、現場代理人の兼務確認申請書の記載内容を確認し、兼務に支障がないと認める場合はこれを受理するものとする。

２　前項の兼務に支障がないと認める場合の要件は、兼務する工事が概ね２、３件程度であり、かつ、工事現場間の移動時間が概ね 30 分以内であるものとする。

３　現場代理人の兼務を認めない場合は、他の現場代理人を選任するよう受注者に指示するものとする。

附　則

（施行期日）

１　この要領は、平成 28 年７月 22 日から施行する。

（適用区分）

２　この要領の施行の日以前に契約した工事について、この要領の施行の日以後に主任技術者及び現場代理人の兼務等に関する申請があった場合は、この要領に定める取扱いによるものとする。

３　この要領の施行の日以前に入札公告又は指名競争入札執行通知において主任技術者の兼務の可否を明示した工事について、予定価格又は請負代金の額が、この要領の施行の日以後は主任技術者の専任が不要となる金額である場合は、この要領に定める兼務の申請は必要ないものとする。

４　前項に定める場合及び建設業法施行令の一部を改正する政令（平成 28 年政令第 192 号）の施行により、従前、監理技術者の配置が必要であったものが主任技術者の配置で足りる

こととなる場合について、配置技術者の途中交代は、死亡、傷病又は退職等、真にやむを得ない場合のほかは認めないものとする。

（告示の廃止）

5　次に掲げる告示は、廃止する。

（１）「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（改正）」（平成 26 年野々市市告示第 19 号）

（２）「主任技術者の兼務承認申請手続きについて（改正）」（平成 26 年野々市市告示第 20 号）

（３）「野々市市建設工事標準請負約款第 10 条第 3 項の取扱いについて」（平成 25 年野々市市告示第 136 号）

（４）「野々市市建設工事標準請負約款に規定する現場代理人の確認について」（平成 25 年野々市市告示第 137 号）

附　則

（施行期日）

1　この要領は、令和元年９月９日から施行する。

（適用区分）

2　この要領の施行の日以前に契約した工事について、この要領の施行の日以後に主任技術者及び現場代理人の兼務等に関する申請があった場合は、この要領に定める取扱いによるものとする。

附　則

（施行期日）

1　この要領は、令和３年 12 月１日から施行する。

（適用区分）

2　この要領の施行の日以前に契約した工事について、この要領の施行の日以後に主任技術者及び現場代理人の兼務等に関する申請があった場合は、この要領に定める取扱いによるものとする。

附　則

（施行期日）

1　この要領は、令和５年１月１日から施行する。

（適用区分）

2　この要領の施行により、従前、監理技術者の配置が必要であったものが主任技術者の配置で足りることとなる場合について、配置技術者の途中交代は、死亡、傷病又は退職等、真にやむを得ない場合のほかは認めないものとする。

別記様式第１号

年　　月　　日

主任技術者の兼務承認申請書

野々市市長　宛

所　在　地
商号又は名称
代表者職氏名

下記の対象工事について、他の工事に従事する（予定を含む。）者を主任技術者として配置したいため、兼務の承認を申請します。

記

技術者氏名		フリガナ （生年月日　　年　月　日）	
対象工事	工事名		
	工事場所		
	工事着手予定日		
他工事従事状況	工事名		
	工事場所		
	発注機関名		
	請負代金額	円	
	工期	年　月　日から　　年　月　日まで	
	工事概要		
	兼務申請理由	（理由番号）	（具体的な内容）
	対象工事との距離	ｋｍ	
	CORINS 登録の有無	有　・　無	
	現場代理人の兼務状況	兼務している　・　兼務していない	

（他工事発注機関の承認欄）

年　　月　　日

上記内容について承認します。

印

（添付書類）

1　申請にあたっては、当該申請書に、兼務させようとする工事の施工場所及び工事概要がわかる書面（位置図、工事設計書等）を添付すること。

2　他工事発注者に承認を受ける際には、他工事発注者に対し、対象工事の施工場所及び工事概要がわかる書面を提示すること。

（記載要領）

1　「対象工事」は、今回、主任技術者を兼務させようとする工事について記載すること。

2　「工事着手予定日」は、契約書上の着工日ではなく、実際の工事のための準備工事（現場事務所等の建設又は測量を開始することをいう。）の初日をいう。

3　「他工事従事状況」は、他の工事に係る兼務の従事状況（予定を含む。）の概要を記載すること。

※監理技術者として従事している場合、兼務は認めない。

4　「兼務申請理由」は、今回の申請理由について次のいずれか該当するものの番号とその具体的な内容を記載すること。

①：工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事であるため

②：施工にあたり相互に調整を要する工事であるため

5　「対象工事との距離」は、対象工事との直線距離を記載すること。

6　「現場代理人の兼務状況」は、該当する状況に「〇」を付けること。

7　「他工事発注機関の承認欄」は、他工事の発注者に内容の確認を依頼し、発注者の記名、押印を行うこと。ただし、対象工事と他工事の発注者が同一の場合、他工事が主任技術者を専任で配置する必要のない工事である場合は、事前に発注機関の承認を得る必要はない。

（留意事項）

主任技術者の兼務が認められるのは、以下のすべてに該当し、発注者が工事の品質及び安全性が確保されると判断した場合に限る。

（１）工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が 10ｋｍ程度の近接した場所にあること。

（２）兼務する工事が２件であること。

別記様式第２号

年　　月　　日

現場代理人の兼務確認申請書

野々市市長　宛

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

下記の対象工事について、他の工事に従事している者を現場代理人として配置したいため、兼務の確認を申請します。なお、現場代理人を兼任するにあたり、安全管理及び工程管理に万全を期し、施工いたします。

記

現場代理人氏名		フリガナ （生年月日　　年　　月　　日）
対象工事	工事名	
	工事場所	
	請負代金額	円
	工期	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
	発注担当課	
他工事従事状況１	工事名	
	工事場所	
	請負代金額	円
	工期	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
	発注担当課	
他工事従事状況２	工事名	
	工事場所	
	請負代金額	円
	工期	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
	発注担当課	

（添付書類）

1　申請にあたっては、当該申請書に、兼務させようとする工事の施工箇所及び工事概要がわかる書面（位置図、工事設計書等）を添付すること。

（記載要領）

1　「対象工事」は、今回、現場代理人を配置しようとする工事について記載すること。

2　「他工事従事状況」は、既に現場代理人（主任技術者）として配置している工事について記載すること。（監理技術者として従事している場合、兼務は認めない。）